

3 基本方針・基本施策

基本方針（１）子どもや母親の心身の健康づくり

すべての子どもの健やかな成長に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や家庭訪問等の充実を図り、妊娠期からの健康支援、食育の推進、安心できる医療の整備等、親と子が健やかに育つ地域づくりに取り組みます。

【基本施策１】 子ども・母親への健康支援

親が安心して子どもを産み、気持ちにゆとりを持って子育てに喜びを感じることができるよう、各種健康診査を実施するとともに、子育て家庭に身近な相談体制を充実し、子どもや母親の健康の確保に努めます。

〔具体的施策〕

- 母子健康手帳の交付
- 妊婦一般健康診査の実施
- 新生児家庭訪問の実施
- 乳児一般健康診査の実施
- 両親学級の開催
- 幼児健康診査の実施
- 乳幼児相談の推進
- 予防接種の実施
- 経過観察児フォローアップ教室の実施
- 育児支援家庭訪問事業の実施
- ブックスタート事業の実施

【基本施策２】 食育の推進

近年、食習慣の乱れが、子どもたちの心と体の成長に悪影響を与えていることが懸念されています。「食」を通じて、心身ともに健康な子どもの育成を図ります。

〔具体的施策〕

- 親と子の料理教室の実施
- 保育所・学校の給食の実施
- 給食研究大会の開催

【基本施策３】 安心できる医療の整備

個々の子どもの成長発達などに応じた医療サービスが適切に提供されるために、かかりつけ医の促進を図ります。

また、休日夜間の救急患者に対する医療体制の確保を図るため、引き続き内科・小児科の診療を新居浜市医師会急患センターにおいて実施します。外科・産婦人科の休日診療については在宅当番方式とし、各担当医師が診療所において実施します。

〔具体的施策〕

妊婦一般健康診査の実施（再掲）
乳児一般健康診査の実施（再掲）
休日夜間急患センターの運営
在宅当番医制の運営

基本方針（２）子どもの豊かな心・知・体の育成

心・知・体の調和のとれた人間の形成を目指すためには、学校、家庭、地域がそれぞれの機能を充実させるとともに、連携して子育て環境を充実させることが必要です。

このため、学校教育の充実を図るとともに、子ども同士や大人との交流・共通体験を促進する公民館活動や各種講座により、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、次代を担う男女の社会生活に関する基礎知識の学習など、意識啓発を図ります。

また、これから親となる若い世代に対して、心身の健全な成長を支援する思春期保健対策の充実を図ります。

【基本施策１】 次代の親の育成

次代の親を育成するため、心の豊かさや教養や知識を身につける各種講座、職場体験学習機会の提供により、社会活動の支援を図ります。

〔具体的施策〕

若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発
職場体験の充実

【基本施策２】 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

少子化、国際化、高度情報化など社会の変化を踏まえ、家庭や地域社会との連携を深めながら、豊かな人間性や生きる力の育成を目指し、個性を生かす特色ある学校教育の充実に努めます。

〔具体的施策〕

（ア）豊かな心の育成

子どもと親の相談員設置事業の推進
ハートなんでも相談員設置事業の推進
いじめ・不登校問題等対策の推進
不登校親の会活動の推進
中高生海外派遣の実施

（イ）確かな学力の向上

小・中学校夢広がる学校づくり推進事業の実施
生きた英語教育（英語指導助手）の推進

（ウ）健やかな体の育成

体育授業の充実
運動部活動の支援
健康教育の実施

（エ）開かれた学校づくり

- 学校評議員制の活用・外部評価の実施
- 教育懇談会の実施
- 中学校選択制度の実施
- 小規模特認校制度の実施
- (オ) 幼児教育の充実
- 保育所・幼稚園と小学校の連携

【基本施策3】 思春期保健対策の充実

子どもを取り巻く環境は、情報・通信技術の進歩を背景としたテレビ・コンピューター・携帯電話などの情報メディアにより、多大な影響を受けています。

思春期の人工妊娠中絶・性感染症り患率の増加、薬物乱用、喫煙、飲酒、過剰なダイエットなどの問題は、将来父となり母となり、中高年に至るまで影響することから、命の大切さ、自分自身の体に関する正しい知識を持ち、思いやりの心を育てる環境づくりを推進します。

〔具体的施策〕

- 学校保健研究大会の開催
- 養護教諭部会研修会の開催
- 学校保健委員会の開催
- 薬物乱用防止教室の開催
- 性教育・エイズ教育の実施
- 教育相談活動の実施
- スクールカウンセラー活用事業の推進
- 子どもと親の相談員設置事業の推進（再掲）
- ハートなんでも相談員設置事業の推進（再掲）
- 子育て学習講座の実施

【基本施策4】 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、有害情報の問題が生じており、青少年を健全に育成するうえで悪影響が懸念されることから、関係機関、学校、家庭、地域社会相互の連携を深め、子どもを健全に育成する環境づくりに努めます。

〔具体的施策〕

- 環境浄化事業の実施
- 街頭補導活動の推進
- 健全育成に関する啓発
- 相談活動の推進

基本方針（3）子育て家庭に対する支援

子供にとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割が最も重要です。かつて、3世代同居が主流であった時代には、おじいさん・おばあさんの子育て経験が親に自ずと伝えられていましたが、核家族化等によって家族形

態が変化している現在、家庭の子育て能力の低下が懸念されています。また、子育てと仕事を両立するため、多様なニーズが生じています。

このため、学習機会の提供や、保育サービスの充実、育児と仕事の両立支援など、子育て家庭に対する支援を行います。

【基本施策 1】 家庭の教育力の向上

親が子育てに自信を持てなかったり、自覚や責任感に欠けたりする状況がみられるなど、家庭における養育機能の低下が懸念されています。

このため、家庭教育の重要性について、子育て家庭に対する意識啓発や学習機会の提供を行います。

〔具体的施策〕

出前講座（生涯学習まちづくり市民講座）の実施
子育て学習講座の実施（再掲）
公民館の家庭教育講座の実施
子育て中の親と子に関する講座の実施

【基本施策 2】 保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や女性の就労の増加などに伴い、保育ニーズが多様化しています。子どもの健全な育成を図るため、引き続き、子どもの居宅や保育所、児童養護施設等において、保育サービスの提供に努めます。

〔具体的施策〕

子育て支援総合コーディネート事業の推進
ファミリー・サポート・センター事業の推進
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進
乳幼児健康支援一時預かり事業（施設型）の推進
保育所における保育の実施
一時保育事業の推進
延長保育事業の推進
保育所地域活動事業の推進
保育所の整備
短期入所生活援助（ショートステイ）事業の推進
私立幼稚園預かり保育事業の推進
夜間養護等（トワイライトステイ）事業の推進
つどいの広場事業の推進(新規)
地域子育て支援センター事業の推進
家庭児童相談の推進

【基本施策 3】 仕事と子育ての両立の推進

「男女ともに、ゆとりある職業生活と子育てをする家庭生活のバランスのとれた社会」を実現することが、現在の少子化の流れを変える鍵であり、行政や企業にとっての大きな課題です。

新居浜市では平成12年に「男女共同参画都市」を宣言し、女性と男性が対等なパートナーとして、持てる力を十分発揮できるまちづくりを進めています。子育て中の男女が職業生活と家庭生活を両立できるよう関係機関と連携を図りながら、広報、啓発、情報提供に努めます。

〔具体的施策〕

男女が働きやすい環境に向けてのセミナーの開催
職業生活・家庭生活相談の充実
女性雇用対策の推進（両立支援パンフレットの配布・広報）
ハローワーク・商工会議所・市内企業等との連携

【基本施策4】 障害・発達に遅れのある子どものいる家庭への支援の充実

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害等のある子どもが、社会の一員として地域社会で自主的に生き、ともに育つ支援を進めます。

〔具体的施策〕

障害児保育事業の推進
障害児通園事業の推進（支援費制度）
在宅心身障害児（者）短期入所事業（ショートステイ）の推進（支援費制度）
障害児教育の推進
学校生活介助員制度の推進
障害児家庭への支援（各種手当等）

【基本施策5】 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が増加し、子どもの環境も変化しています。ひとり親家庭が困っていることとして、母子家庭では「家計」、「仕事」、「住居」であり、父子家庭では「家事」、「家計」、「健康」といわれています。

子どもの最善の利益を考えた上で、子育て、生活、就業への支援等を推進します。

〔具体的施策〕

短期入所生活援助（ショートステイ）事業の推進
夜間養護等（トワイライトステイ）事業の推進（再掲）
児童扶養手当の支給
母子寡婦福祉資金の貸付
母子及び父子家庭小口資金の貸付
母子家庭自立支援給付金の支給
母子・父子相談の充実
母子家庭医療費の助成

【基本施策6】 子育て支援事業に関する情報の発信・公開

ニーズ調査によれば、子育てについての情報の入手先については、隣近所の人・知人・友人からの入手が75.7%を占めるなど、口コミによる情報入手が多いという結果になっています。

子育て支援に関する情報は、それぞれが周知を図っていますが、それをとりまとめたわ

かりやすい情報提供が必要です。また、市政だよりや市のホームページ、eメールを活用した情報発信・公開に取り組みます。

〔具体的施策〕

- e - ネット市政モニター事業の実施
- 子育て支援総合コーディネート事業の推進（再掲）

【基本施策7】 子育てに伴う経済的負担の軽減

ニーズ調査によると、子育てにより生じる問題として、経済的負担ということが一番多く、「子どもの教育にお金がかかる」ことを悩んでいます。子育てに対する経済的支援としては、児童手当、児童扶養手当や乳幼児医療費、歯科医療費などの助成を行っていますが、これらの制度について、今後も周知に努めるとともに、国や県の動向を見ながら対応いたします。

〔具体的施策〕

- 乳幼児医療費の助成
- 歯科医療費の助成
- 幼稚園就園奨励費補助金の交付
- 児童手当の支給
- 児童扶養手当の支給（再掲）
- 就学援助制度の実施
- 奨学金の貸付

基本方針（4）地域における子育て支援

核家族化の進行により、家庭においては「身近に相談する人がいない」、「親が急病時に面倒を見る人がいない」などで、育児への不安や負担を感じる人が増えています。一方、子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する地域の目配りも希薄になっているといわれています。

このため、子どもの健やかな成長を促す家庭環境を整備するとともに、すべての子どもと家庭を地域全体で支えていく取り組みが不可欠です。

また、行政のサービスだけでなく、地域の社会資源である子育てサロン、各種団体、地域の高齢者等といった市民の役割も大きいことから、子育てをする親同士の交流の場や地域の子どもの養育に関する情報提供のほか、住民同士の連携意識の高揚に努めるなど、地域における子育てを支援します。

【基本施策1】 地域の共育力再生の支援

子育ては個人・家庭・地域社会・行政が共に手を取り合いながら行うものであるということから、「共育力」と表現しました。

公民館、地域教育団体、子育て経験者が中心となり、地域の子どもたちに対する関心と理解を高め、子どもたちを地域の宝として見守り、支える地域の指導者・支援者づくり、NPO等各種市民団体の育成・活動支援に努めます。

〔具体的施策〕

校庭開放等学校施設の活用
子ども会等地域活動の機会の充実
子育てサロンの充実
PTA等地域教育団体の活動支援
NPO等各種市民団体の育成・活動支援
男性参画の子育てサポート事業の推進

【基本施策2】 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上、利用者の利便を図る観点から、子育て支援の拠点をつくり、助け合い、支え合うネットワークの形成を進めます。

〔具体的施策〕

ファミリー・サポート・センター事業の推進（再掲）
子育て支援総合コーディネート事業の推進（再掲）
（仮称）次世代育成支援センターの設置（新規）

【基本施策3】 地域における子どもの健全育成

子どもの数の減少は、遊びを通じての仲間づくりや社会性の発達に大きな影響を及ぼします。また、女性の就労の増加により、放課後における子どもの健全な育成がますます必要となっています。放課後児童クラブや児童センターのほかに、公民館で小中学生を対象とした、放課後、週末の安全安心な居場所づくりや、世代間の交流を通じた子どもの健全育成に向け、子どもと子育て家庭を支援します。

〔具体的施策〕

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進(再掲)
児童センター・児童館の運営
子どもの居場所づくり事業の推進
親子いきいきふれあい事業の推進

基本方針（5）子どもが育つ安全な環境づくり

子どもと子育て家庭にやさしいまちにするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる快適な都市環境を整備する必要があります。

新居浜市では、子ども、高齢者、障害のある人、すべての市民がふれあい、生き生きと生活するため、平成14年に「新居浜市みんなで作る福祉のまちづくり条例」を制定し、物理的な障壁などの解消に取り組んでいます。

今後とも、子どもを安心して育てられ、ゆとりのある生活を送れるよう、公共的施設を中心に子育て家庭に配慮したまちづくりを進めます。

【基本施策1】 安全な道路・交通・その他の生活環境の整備

交通安全はもとより、子どもの視点に立った遊び場、交流の場の確保については、市が所有する施設、建物を有効に利用できるよう配慮し、ゆとりを感じさせる施設整

備に努めます。

〔具体的施策〕

「あんしん歩行エリア」の整備
公共施設のバリアフリー化
交通安全教室の開催
学校における交通安全教育の実施
チャイルドシートの正しい使用の徹底・普及啓発

【基本施策2】 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、学校、家庭、地域が協力し、子どもの安全を確保しなければなりません。

このため、児童保護に関する安全面についての地域ネットワークを整備し、住民の自主防犯活動を支援するとともに、関係機関との連携を強化します。

また、被害に遭った子どもの早期発見、早期対応に努めるとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等からの立ち直りや児童養護施設での保護などの支援を行います。

〔具体的施策〕

犯罪予防等に関する地域ネットワークの整備
防犯講習会の開催
児童相談所との連携
小・中学生への防犯ブザーの貸与

【基本施策3】 児童虐待防止対策の充実

子どもに対する虐待が大きな社会問題になっています。子どもが家庭や地域で健やかに暮らせるまちづくりを実現していくためには、行政、警察、市民、企業、関係団体等が一体となって、地域でのネットワークづくりに取り組むことが重要です。また、出産後間もない時期に様々な原因で養育が困難になっている、いわゆる「養育力の不足している家庭」を早期に確実に把握し、従来の母子保健事業や児童相談窓口だけでなく、保育所入所申請や児童扶養手当申請窓口等との情報の共有化を図って、発生予防、早期発見・早期対応、保護、支援、アフターケアまで、切れ目ない総合的な支援を図ります。

〔具体的施策〕

児童虐待防止地域ネットワークの整備
児童虐待に関する相談の充実
育児支援家庭訪問事業（再掲）
子どもと親の相談員設置事業の推進（再掲）
ハートなんでも相談員設置事業の推進（再掲）